

※1 特に景観上重要な歴史的建造物等の選定条件
(H12. 5. 19 東京都景観審議会歴史景観部会 答申*)

*答申時から条ずれ等が生じているものについては、現在のものに更新

旧東京都景観条例第 36 条に規定する、その他歴史的建造物等のうち景観上特に重要なものとして定める場合の対象は、次のとおりとする。

- (1) 文化財保護法第 27 条第 1 項に基づく重要文化財（ただし、建造物に限る）
- (2) 同法第 78 条第 1 項に基づく重要有形民俗文化財
- (3) 同法第 109 条第 1 項に基づく史跡名勝天然記念物
- (4) 同法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- (5) 東京都文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく東京都指定有形文化財（ただし、建造物に限る）
- (6) 同条例第 26 条第 1 項に基づく東京都指定有形民俗文化財
- (7) 同条例第 33 条第 1 項に基づく東京都指定史跡旧跡名称天然記念物
- (8) 文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を区市町村がおこなったもの
- (9) 都市公園法第 2 条第 1 項に基づく都市公園

※2 特に景観上重要な歴史的建造物等の選定基準
(H29. 2. 21 東京都景観審議会歴史景観部会 審議承認)

建造物

1 対象

平成 12 年度以降に、次のいずれかに指定されたもの

- ・文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財（ただし、建造物に限る。）
- ・同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財
- ・東京都文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定された東京都指定有形文化財（ただし、建造物に限る。）
- ・同条例第 26 条第 1 項の規定により指定された東京都指定有形民俗文化財
- ・文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を区市町村が行ったもの

2 選定基準

1 歴史的な価値

東京都内に現存する、歴史的な価値を有する建造物として、原則として、建築後 50 年を経過しているもの

2 景観上の重要性

東京の景観づくりにおいて重要なもの

- ① 地域の歴史的景観を特徴づけていること
- ② 地域のランドマークとしての役割をはたしていること
- ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること

(基本的な考え方)

- ・東京の景観づくりにおいて重要なものであり、①～③のいずれかに該当するものである。
- ・東京の景観づくりの観点から総合的に判断し、①～③に該当しなくとも、景観審議会が特に重要と認めたものは選定できる。
- ・景観上の重要性は、現地調査や文献調査を行い、次の観点から判断する。

- ① 地域の歴史的景観を特徴づけている
 - ア 東京の風格ある景観を構成している
 - イ 立地する場所と関連が深く一体的な景観を構成している
 - ウ 建設された時代・類型に特色があり特徴ある景観を構成している
- ② 地域のランドマークとしての役割をはたしている
 - ア 大通り・角地・広大な敷地（河川や海岸）に存在している
 - イ 周囲に比して規模が大きい
 - ウ 特徴的なデザインが際立っている
- ③ 都民となじみが深く地域のイメージの核となっている
 - ア 日常生活の中で広く都民に利用されているもの
 - イ 絵画、写真、映画、文学等でその存在が引用されるもの
 - ウ その他、人々に親しまれ、都民の関心が高いもの

3 保存状態

できるだけ建設当時の状態で保存されているもの

(基本的な考え方)

文化財指定の基準に準ずる。

4 視認性

外観が容易に確認できる状態にあるもの

(基本的な考え方)

- ・公道から外観が確認できるか、外観が確認できる程度、敷地が公開されていること。
- ・敷地の公開については、視認の度合いや所有者の事情を考慮して定められる。建造物の管理上、日時を区切ることもやむを得ない場合もあるが、公開の対象は一般都民とする。
- ・現地確認や写真などにより、個別に判断する。

公園

1 対象

- ・都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、都が設置する公園等
- ・環境省設置法第4条第1項第15号に規定する国民公園

上記のうち、本体の保持が担保されているもの

2 選定基準

1 景観上の価値

- ① 地域の景観を特徴づけていること
- ② 地域の特徴を表すものとしての役割を果たしていること
- ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- ④ 都区市町村の景観計画などに位置づけられていること

(基本的な考え方)

- ・東京の景観づくりにおいて重要なものであり、①～④のいずれかに該当するものである。
- ・東京の景観づくりの観点から総合的に判断し、①～④に該当しなくとも、景観審議会が特に重要と認めたものは選定できる。
- ・景観上の価値は、現地調査や文献調査を行い、次の観点から判断する。

① 地域の景観を特徴づけている

ア：地理・地形等土地の特徴を生かしているもの

* 隅田川、荒川、多摩川など東京を代表する河川敷の公園等

*武蔵野台地東端、多摩地域の崖線、斜面地など地形の特徴を生かした公園等

*東京の西側山地から台地に突き出した丘陵地の公園等

*中小河川や用水路などに沿った水辺の公園等

*東京湾や東京港の水際など、臨海地域の公園等

*豊かな自然と美しい稜線を持つ山岳地の公園等

*島しょの固有な自然景観を形成している公園等

イ：東京の風格ある景観を構成しているもの

*霞が関の官庁街、丸の内のおフィス街など、周辺の風格ある建築物群とあいまった公園等

*都心のシンボリックな大規模な公園等

ウ：立地する場所と関連が深く一体的な景観を構成している

エ：建設された時代・類型に特色があり特徴ある景観を構成している

② 地域の特徴を表すものとしての役割を果たしている

ア：公園等の存在（大通り、角地など）が、人々の記憶で再構成されるもの

イ：周辺に比して規模が大きく、地域の特徴に結びつくもの

ウ：特徴的な植生や植栽、水景を持つもの

③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっている

ア：日常生活の中で広く都民に利用されているもの

イ：絵画、写真、映画、文学等でその存在が引用されているもの

ウ：その他、人々に親しまれ、都民の関心が高いもの

④ 都区市町村の景観計画などに位置づけられていること

2 歴史的な価値

東京都内に現存する、歴史的な価値を有する公園等であり、原則として、開園後 50 年を経過している。

(基本的な考え方)

- ・東京における歴史的な価値を有する①、②のいずれかに該当する公園。
- ・歴史的な価値を総合的に判断し、①、②に該当しなくとも、景観審議会が特に重要と認めたものは選定できる。
- ・歴史的な価値は、現地調査や文献調査を行い、次の観点から判断する。

① 開設・整備及びその後の変遷に至る経緯等の観点から、公園の歴史における時代的特質を表していること

ア：機能・用途・技術・意匠・設計思想などにおける特徴があり、歴史的な背景を合わせ持つもの

イ：一定の時間の経過により歴史的価値が創出しているもの

ウ：公園緑地計画史上における特徴を持つもの

・明治 6 年の太政官布達第 16 号に基づき開設された公園

・明治 21 年の東京市区改正条例に基づき開設された公園

・大正 12 年の関東大震災の復興を契機として開設された公園

・昭和 15 年の都市計画法改正に関連して設置された公園

・昭和 39 年東京オリンピック大会に関連して開設された公園

・その他、公園の開設に都市公園史等の経緯があるもの

② 学会等による選定、文献への掲載によるもの

・「新東京百景」（東京都生活文化局 S63. 3）

・「日本の都市公園 100 選」（日本公園緑地協会 H2. 9. 25）

- ・「日本の歴史公園 100 選」（日本公園緑地協会 H18. 10. 27、H19. 2. 16）
- ・「近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書」（文化庁文化財部 H24. 6）
- ・「ランドスケープ遺産インベントリー」（「造園遺産」（日本造園学会 H28. 3）

その他、顕著な文献や賞によるもの

3 保全状態

景観上の価値や、歴史的な価値の特徴となる要素について大幅な変更がないもの

（基本的な考え方）

- ・開園後の管理等が良好であり、適切な状態に保たれているもの。
- ・公園等の改修等により開園当初から改変されていても、景観上の価値や、歴史的な価値が損なわれていないと判断できるものは選定できる。
- ・文献調査や管理者へのヒアリング、写真による現地確認等により、個別に判断する。

③各区市景観計画等における「特に景観上重要な歴史的建造物等」の位置づけ等の整理

- ・特に景観上重要な歴史的建造物等のうち、景観行政事務が移管されている区市に属するものについては、景観法に基づく行為の届出は各区市に対して提出
- ・「特に景観上重要な歴史的建造物等」の各区市景観計画上の位置づけ等を、建造物等の周辺で行われる建築行為等に対する景観誘導の観点から以下のとおり整理

移行年度	景観行政団体名	特に景観上重要な歴史的建造物等	景観計画等名称	策定年月	配慮事項または基準等の設定がある区域区分	対象範囲	誘導基準項目等	
H19年	世田谷区	・浄真寺 ・徳富蘆花旧宅	世田谷区風景づくり計画	H27年4月	歴史的資産基準	敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地	・建築物等 配置/形態意匠色彩/外構緑化等 ・工作物	
	府中市	①大國魂神社本殿 ②馬場大門ケヤキ並木 ③高安寺観音堂 ④東京農工大学農学部本館	府中市景観ガイドライン(歴史的建造物等編) 【別途、景観計画】	H26年6月 【H20年4月】	点的資源タイプ…③ 面的資源タイプ…①②④	都指針100mの範囲及び各資源タイプ別に「配慮範囲A,B,C」10m～30m,100mの範囲設定	・デザイン指針 敷地全体、配置/形態意匠素材/色彩/サイン・モニュメント/工作物・屋外設備/敷地境界部・外構/植栽/道路	
H20年	新宿区	①早稲田大学大隈記念講堂 ②聖徳記念絵画館(新宿御苑)	新宿区景観まちづくり計画	H28年3月	①を対象とした区域設定はない ②新宿御苑みどりと眺望保全地区	— 新宿御苑とその周辺の敷地を含む区域	— ・建築物の新築等 形態意匠/その他(緑化、配置、窓面広告等) ・工作物、開発行為	〈参考:景観重要建造物への指定〉 都指定の歴史的な価値を有する建造物(歴史的建造物)
	江東区	①清澄庭園 ②旧弾正橋(八幡橋) ③永代橋 ④清洲橋	江東区景観計画	H25年4月	①清澄庭園景観形成特別地区 ②③④を対象とした区域設定はない	①庭園の外周線から概ね100m～300mの区域 —	・建築物の建築 配置/高さ・規模、形態・意匠・素材・色彩/付属施設/公開空地・外構・緑化等 ・工作物、開発行為、みどり —	
H21年	足立区	該当なし	—	—	—	—	—	
	杉並区	該当なし	—	—	—	—	—	
	墨田区	・向島百花園 ・旧安田庭園	墨田区景観計画	H21年11月	歴史・文化景観拠点	・建築物等 外周線から概ね200m～300mの区域 ・屋外広告物 屋外広告物規制区域内15m以上の部分	・建築物等 配置/高さ・規模/形態・意匠/色彩・素材/公開空地・外構等/緑化/照明 ・工作物、開発行為等 ・屋外広告物 表示内容/屋上設置/壁面設置/広告物の色彩等	
H21年	港区	該当なし	—	—	—	—	—	
	町田市	該当なし	—	—	—	—	—	
	目黒区	・旧前田侯爵邸洋館	目黒区景観計画	H24年4月	立地基準1(歴史資源周辺)	半径50m以内の区域で、歴史的建造物に面する敷地	・建築物 形態、色彩、その他の意匠/周囲の空地・外構	
H22年	品川区	該当なし	—	—	—	—	—	
	江戸川区	該当なし	—	—	—	—	—	
	板橋区	該当なし	—	—	—	—	—	
H23年	八王子市	・広園寺	八王子市景観計画	H23年10月	当該建造物を対象とした区域設定はない	—	〈参考:南西部地域の景観形成方針〉 景観資源の保全	
	荒川区	該当なし	—	—	—	—	—	
	練馬区	該当なし	—	—	—	—	—	
	台東区	・旧岩崎邸庭園	台東区景観計画1	H23年12月	旧岩崎邸庭園景観形成特別地区	外周線から概ね100m～300mの区域	・建築物 配置/高さ・規模/形態・意匠色彩/公開空地外構・緑等 ・工作物、開発行為等	
H24年	渋谷区	・明治神宮宝物殿	渋谷区景観計画	H25年3月	当該建造物を対象とした区域設定はない	—	〈参考:歴史・文化の特性を活かした景観形成方針〉 歴史的資源の保全	

	立川市 三鷹市	該当なし ・井の頭恩賜公園	— 三鷹市 景観づくり 計画 2022	— H25年 3月	— 全域、重点地区 基準に対して当 該公園の但し書 き	— 公園の周辺 100m	— 「都歴史的景観保全の指針」に配慮
H25年	大田区	・池上本門寺五重 塔	大田区 景観計画	H25年 10月	景観資源周辺に おける景観形成・ ④文化財等	「指針適用建造物」 から 100m の範囲内	・建築物の建築等 配置/形態・意匠・色彩/公開区内・外 構・緑化 ・工作物の建設等
H25年	文京区	・小石川後樂園	文京区 景観計画 文化財庭園 等景観形成 特別地区追 録版	H27年 12月	文化財庭園等景 観形成特別地区	外周線から概ね 100 mから 300mまでの 範囲	・建築物等 配置/高さ・規模/形態・意匠・色彩/公 開空地・外構・緑化/その他(照明) ・工作物、開発行為等 ・屋外広告物 屋上設置/壁面設置/広告物の色彩等
	調布市	該当なし	—	—	—	—	—
H27年	北区	①旧古河庭園 ②旧渋沢家飛鳥 山邸青淵文庫 旧渋沢家飛鳥 山邸晩香廬	北区 景観づくり 計画	H27年 9月	①旧古河庭園 周辺地区 ②飛鳥山公園 周辺地区内 当該建造物を 対象とした区域 設定はない	①外周線から概ね 200mの範囲 —	①地区 ・建築物 配置/高さ・規模/形態・意匠・色彩/公 開空地・外構等 ・工作物、開発行為等 〈参考:②地区の目標設定〉 景観まちづくりの目標
	豊島区	・法明寺鬼子母神 堂	豊島区 景観計画	H28年 3月	当該建造物を 対象とした区域 設定はない	—	—

II 都選定歴史的建造物等に配慮した景観形成の推進(歴史的景観形成の指針)

- ・東京都景観審議会歴史景観部会からの答申（H12.5.19）を受け、歴史的景観保全の指針^{※1}を策定し、施行（H13年度）
- ・東京都景観条例（以下「条例」という）施行（H18.10.12）以降、条例第32条第2項に規定する「歴史的景観形成の指針」を「歴史的景観保全の指針」として運用（条例附則第6項）
- ・実効性を高めるため改定を検討^{※2}
（H23.1.19 東京都景観審議会歴史景観部会 審議）

○今後の取組の方針

- ・H29年度実施の世論調査^{※3}では、今後も積極的に取り組むべき重要な景観施策として、「歴史的建造物周辺の街並みの保全」が首位であるものの、当該施策が事業者及び都民に十分認知されているとは言えない。
- ・このことから、歴史的建造物や配慮を要する範囲について、「都市計画情報等インターネット提供サービス」を活用し、情報提供することで、区市町村の景観担当者をはじめ、事業者及び都民に対し、周知を図る。

※1 「歴史的景観保全の指針」の概要

目標

- 1) 歴史的景観の価値を理解し、将来に伝える
 - ・歴史的な建物などの眺望を遮らないようにする
 - ・歴史的景観の調和を大切にする
- 2) 魅力ある歴史的なまち並みを創る、育てる

役割

- 1) 歴史的景観の大切さを伝える
- 2) 特に景観上重要な都選定歴史的建造物等に配慮した景観づくりのための「手引き」となる
- 3) 都民・事業者による主体的な取組や、都・区市町村の様々な景観づくりの施策に活かすことによって、良好な歴史的景観の形成を推進する

基本事項

<指針を適用する建造物（以下「指針適用建造物等」という）>

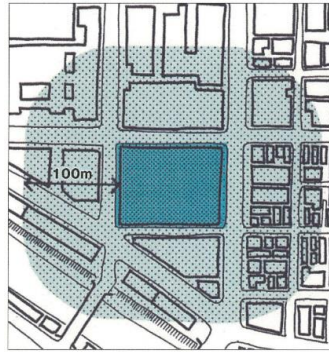
- ・都選定歴史的建造物
- ・特に景観上重要な歴史的建造物等

<歴史的景観への配慮を要する範囲>

- ・指針適用建造物等の壁面（庭園等は敷地境界）から100mの範囲内

<指針への配慮をお願いする対象>

- ・歴史的景観へ配慮を要する範囲内において、建築行為等を行う者

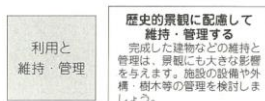
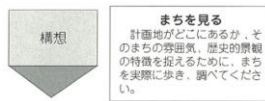


指針適用建造物等
指針を適用する都選定歴史的建造物及び特に景観上重要な歴史的建造物等については、別表1から別表3までをご覧ください。

配慮を要する範囲
配慮を要する範囲100mは、指針適用建造物等に対して景観上あるいはまち並みとして影響のある距離をもとに、わかりやすい数値として設定しています。

構成・内容等

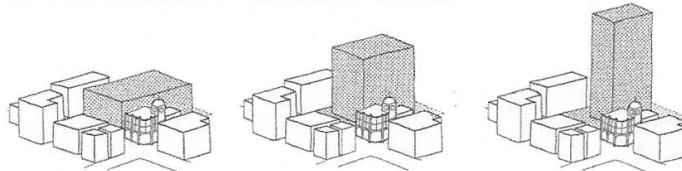
- ・建築行為等の構想・計画、設計、利用と維持・管理の各段階で配慮事項を整理
- ・配慮事項を、規模、配置・形態、意匠、素材・色彩、外構・緑・屋外設備等に分類



歴史的景観への配慮は、建物などの規模の検討から

同じ容積でも、高さ、間口、奥行き、建物などの周囲の空間によって景観への影響は様々です。

- 大きな間口や長大な奥行きは、まち並みや隣接する指針適用建造物等に影響します。
- 壁面の位置によって、まち並みや周囲への威圧感に影響します。
- 周囲にゆとりはできるが圧迫感も強くなります。



まち並みや周囲に与える影響に応じて、高さや間口・奥行きを検討し、配置・形態、意匠、素材・色彩などの事項に配慮して、圧迫感を和らげたり、指針適用建造物等と調和させるなど工夫しましょう。

「規模」に関する配慮事項の説明

段階に応じた配慮事項

※2 「歴史的景観保全の指針」改定に向けた検討の概要
(H23. 1. 19 東京都景観審議会歴史景観部会審議)

1 改定の基本的な考え方

- ① 歴史的景観を積極的に形成していくための計画とする
- ② 歴史的建造物の周辺で建築行為等を行う場合の配慮事項について、景観法等に基づく協議における配慮基準として活用できる仕組みとする
- ③ ②にあわせて、歴史的景観の形成に向けた具体的方策を示すものとする

2 改定後の基本方針

- 1 歴史的建造物における保存、活用の積極的な展開
 - ・「東京歴史まちづくりファンド」の運用や指針を適用する歴史的建造物の要件拡大
- 2 まちづくりの視点を強化した歴史的景観形成の展開
 - ・面的にとらえた推進方策の創設
 - ・観光まちづくり施策との連携
- 3 歴史的景観の推進に向けた体制整備
 - ・行政やまちづくり団体の連携促進

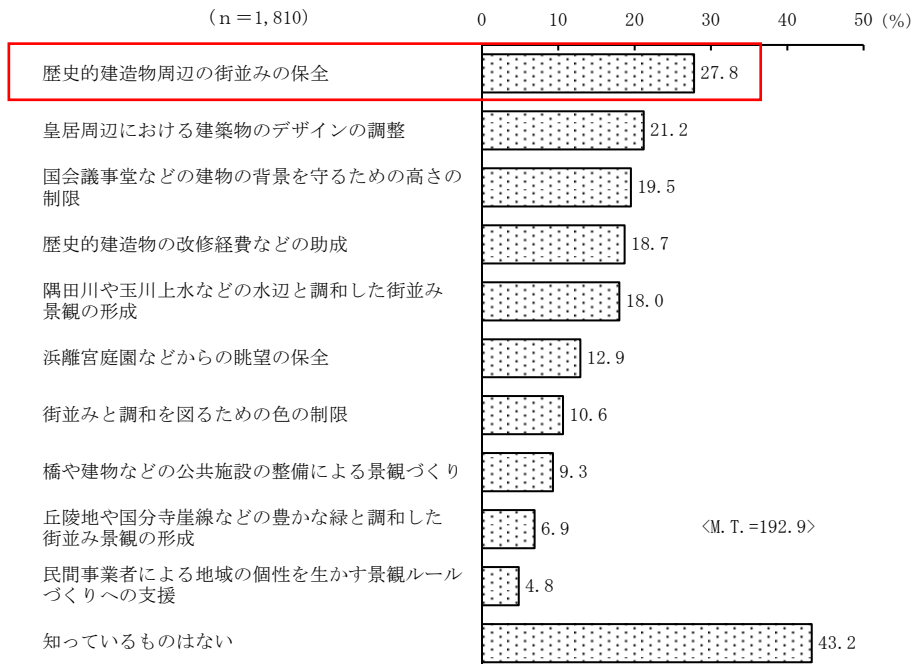
※3 「都民生活に関する世論調査」のうち、「東京の景観」に関するもの
(H29 年度生活文化局実施)

1 調査概要

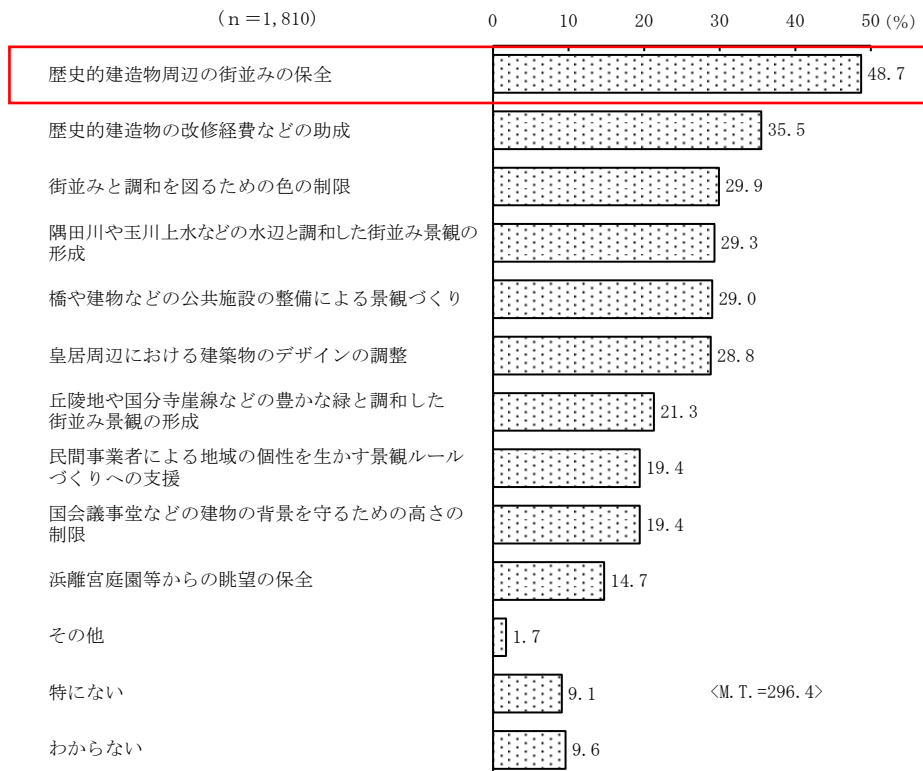
- ・調査対象：東京都全域に住む満 18 歳以上の男女個人
- ・標本数：3,000 標本
- ・標本抽出方法：住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法
- ・調査期間：平成 29 年 6 月 16 日～7 月 2 日
- ・調査方法：調査員による個別訪問面接聴取法
- ・有効回収標本数(率)：1,810 標本 (60.3%)
- ・調査内容：東京の景観を魅力あるものとするための取組の認知をはじめ、魅力ある景観をつくるために重要な都の取組 等計 11 項目

2 調査結果（抜粋）

東京都は、景観を魅力あるものとするために次のような取組を行っています。あなたが知っているものをいくつかもお答えください。（M. A.）



魅力ある景観をつくるために、東京都が今後も積極的に行うべき重要な取組であると思われるものをいくつかもお答えください。（M. A.）



III 都市開発諸制度を活用した歴史的建造物の保存

開発事業者等から提案された開発計画の区域内に、文化財等の歴史的建造物が含まれている場合は、歴史的建造物の特色ある外観の部分保存や、滅失された外観の再生が可能な提案であれば、東京都景観審議会の意見を参考に、都市開発諸制度の適用においてこれを評価し、建造物の歴史的・景観的な価値等が継承されるよう誘導

【東京都景観計画策定以前の取組】

- ・開発計画の区域内に文化財等の歴史的建造物が含まれる場合、その保全を前提とした計画が実現されるよう、都市開発諸制度を適切に運用
(事例：三井本館、明治生命館)

<都市開発諸制度を活用した歴史的建造物の保存事例>

日本橋ダイヤビルディング（旧三菱倉庫江戸橋倉庫ビル）			
竣工年	2014年（1930年）	都市開発諸制度の種別	特定街区制度
事前協議書提出日	2008年8月7日	容積率	1040%
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・曲面壁や基壇部が特徴的な当建築物の保全を望む声を受け、三菱倉庫が部分的な保全を検討。 ・外観及び躯体の一部を保全することを条件に、特定街区制度を活用し、300%の容積割増しを得て、中央部に18階のオフィスビルを計画 <p>(外観及び躯体の一部保存に係る東京都景観審議会歴史景観部会との協議内容については、「現状変更届出の具体例 日本橋ダイヤビルディング（旧三菱倉庫江戸橋倉庫ビル）」を参照)</p>		

IV 歴史的建造物の利活用

歴史と文化を伝える建造物は、良好な状態での保存を継続し、多くの都民に永く親しまれるよう、利活用を促進

- ・都所有の歴史的建造物は、関係局や地元区市町村などと連携し、積極的に活用を推進
- ・都選定歴史的建造物以外の建造物のうち、地元住民等により保存や活用が望まれているものについては、地元区市町村に管理を委託することも含めて検討
- ・歴史的な街並みの保存などを目的として活動する団体や関係行政機関と連携し、景観資源の保存と利活用を推進

実績

- ・平成 25 年度以降、歴史的建造物を会場とした講演会やコンサートなどのチャリティイベントを、計 13 回開催し、延べ 3,700 人以上の参加者を動員
(都選定歴史的建造物等の利活用事例「2」参照)

【東京都景観計画策定以前の取組】

◎旧小笠原邸（H16.3.30 選定）

昭和初期に小笠原長幹伯爵の邸宅として建てられたスパニッシュ様式の館を、平成 14 年に改修し、民間事業者がレストラン・結婚式場として活用

◎中央区十思スクエア（旧中央区立十思小学校）（H17.3.29 選定）

- ・昭和 3 年に建てられて旧中央区立十思小学校を、平成 2 年の廃校後、中央区の日本橋特別出張所仮庁舎として利用
- ・平成 12 年、改修工事後、複合福祉施設として活用

<都選定歴史的建造物等の利活用事例>

1 駒澤大学耕雲館（禅文化歴史博物館）			
所在地	世田谷区駒沢 1-23-1	選定番号	22
竣工時用途	図書館	活用方法・用途	博物館
活用主体	駒沢大学		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大正 14 年、駒澤大学内の図書館として建設 ・現図書館建設（昭和 48 年）後、宗教行事も行う癒しの場「耕雲館」として活用 ・平成 11 年、東京都歴史的建造物に選定されたことを契機に、資料保存を考慮した館内環境の確保と外観保存を目的とした改修工事後、博物館として活用 		
			
昭和 3 年時外観（駒沢大学 HP より）		現在の外観（駒沢大学 HP より）	

2 チャリティイベント					
年度	No	日時	内容	会場（活用物件）	参加人数
H25	1	7.28(日) 17:00~19:30	講演会・コンサート	柴又帝釈天題経寺	93名
	2	9.16(祝日) 10:00~15:00	見学会	日立目白クラブ	350名
	3	1.19(日) 10:00~15:00	講演会・コンサート	早稲田奉仕園スコットホール	178名
	4	2.22(土) ①10:00~12:00 ②14:00~16:00	講習会・見学会	立教大学本館(モリス館)	190名
H26	5	7.20(日) 16:00~18:00	講演会・コンサート	早稲田大学大隈記念講堂※ ¹	782名
	6	11.16(日) ①10:00~12:00 ②13:30~15:30	見学会	自由学園	171名
	7	1.25(日) 14:00~16:30	講演会・コンサート	ステーションコンファレンス万世橋 (神田万世橋地区の物件としていせ源本館・神田まつや・竹むら・ぼたんを紹介)	160名
H27	8	5.16(土) 13:00~15:00	コンサート	浜離宮恩賜庭園※ ²	雨天のため中止
	9	7.27(月) 18:00~20:30	講演会・コンサート	早稲田大学大隈記念講堂※ ¹	752名
	10	2.20(土) 14:00~16:30	講演会・コンサート	立教学院諸聖徒礼拜堂	171名
H28	11	7.22(金) 18:00~20:30	講演会・コンサート ・絵画展示	早稲田大学大隈記念講堂※ ¹	403名
	12	2.18(土) 15:00~17:30	講演会・コンサート	早稲田奉仕園スコットホール	144名
H29	13	7.31(月) 17:00~19:30	講演会・コンサート	早稲田大学大隈記念講堂※ ¹	300名
	14	12/3(土) ①10:30~12:00 ②13:30~15:00	見学会	自由学園	81名

※1 H19.12.4文化財指定により、東京都選定歴史的建造物選定解除、H29.3.31特に景観上重要な歴史的建造物等選定

※2 特に景観上重要な歴史的建造物等（名勝）選定

V 地域のまちづくりを通じた歴史的景観の形成

東京の景観は江戸以来 400 年間にわたる人々の営みが重なり合いながら形成され、各時代を越えて受け継がれてきた。古くからある寺社や道や坂、里山等は、相互に関わり合う中で歴史的な雰囲気が感じられる地域として、都民の身近な地域にも残されている。

このような歴史的景観は、建造物等の単体保存だけでは継承することが難しく、その周辺を含めた地域のまちづくりと連携し、一体的な取組によりその形成を推進していく。

①「歴史的景観形成の指針」の基本的な考え方を踏まえた取組

- ・一定範囲内に歴史的建造物などが点在する地域、歴史的な街並みを地域振興に生かす取組がみられる地域を対象に、区市町村や都民、企業等と協働したモデル的な取組を実施
- ・地区計画や景観地区、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み景観づくり制度^{※1}を活用
- ・地域のまちづくりや景観のルールづくりに反映できる施策の構築

※1 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（以下「条例」という）に規定する街並み景観づくり制度

制度の目的

景観形成上重要な地区において、地域の主体性に基づき、一体的な街並み景観づくりを進めることを目的とする。

制度概要

1 街並み景観重点地区の指定（条例第 20 条）

景観形成上重要な地区を住民等からの提案に基づき、街並み景観重点地区として指定し、公表

<景観形成上重要な地区の例>

- ・歴史的・文化的な特色を継承している地区
- ・道路整備にあわせて沿道の建て替えが進む地区
- ・特定街区・再開発等促進区を定める地区計画など地域の景観に大きな影響を及ぼす大規模プロジェクトが行われる地区

2 街並み景観準備協議会（以下、「準備協議会」という）の結成（条例第 22 条）

地区内の土地所有者等を中心に街並み景観づくりの検討を行おうとする者で準備協議会を設立

3 街並み景観ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）案の策定（条例第 25 条）

準備協議会は、建物の配置・色・デザイン、広告物の大きさや形などを定めたガイドライン案を策定（街並み景観重点地区内で適用）

4 ガイドラインの承認（条例第 27 条）

都は、地元区市町村への意見照会を行うとともに、東京都景観計画との整合性や条例等で定める要件に基づき審査し、ガイドラインを承認

5 ガイドラインの運用

- ・協議会は、地区内で建築行為を行う者と計画内容がガイドラインに適合しているか事前協議し、適切な景観誘導を実施（条例第 30 条）
- ・ガイドラインに適合する建築行為に対しては、特定街区、総合設計その他の制度の活用により容積率等の緩和を受けることが可能

- ・ガイドラインに著しく適合していない場合は都が指導（条例第 32 条）

東京都景観条例との関係

街並み景観重点地区内で建築行為等の事業を行おうとする者は、協議会との協議合意をもって、景観法に基づく知事への届出の適用が除外となる。

<「歴史的景観形成の指針」の基本的な考え方を踏まえた取組事例>

1 日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区	
活用施策	東京のしゃれた街並み推進条例 街並み景観づくり制度
まちづくり主体	日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観協議会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内地権者であるデベロッパーが中心となり、日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観協議会を設立 ・「特に景観上重要な歴史的建造物等」に指定されている三井本館や、街路ごとの特性に応じ、街並み景観ガイドラインを策定 <p>参考：まち日本橋 HP (http://www.nihonbashi-tokyo.jp/revitalization/)</p>
<p><街並み景観ガイドラインの概要></p> <p>1 中央通り 『歴史と賑わいの連続した風格ある街並みの形成』…歴史的建造物と調和した基壇部の連続、高層部のセットバック等</p> <p>2 日銀通り 『潤いと歴史性の感じられる街並み・歩行者空間の形成』…歴史的建造物を活かした街並みの形成等</p> <p>3 仲通り 『ヒューマンスケールな賑わいある街並みの形成』…連続的かつヒューマンスケールの軒線形成、連続的な賑わい表出等</p> <p>4 江戸桜通り 『桜並木による魅力ある街並みの形成』…桜並木の整備・延伸等</p> <p>5 大伝馬本町通り 『風格と憩いの共存する街並みの形成』…中央通りと調和した基壇部の連続、たまり空間の創出等</p> <p>6 中央通り地下歩道 『地上地下の歩行者ネットワークに配慮した賑わいある地下空間の形成』…日本橋らしい色彩/素材等の採用等</p> <p>7 サイン計画 『統一されたデザインサイン計画の形成』…誰にもわかりやすいデザインにより街の一体性を強調等</p>	
	 <p>コレド室町1と2の間の仲通りの景観 (lifull home' spress より)</p>
	 <p>三井本館（特に景観上重要な歴史的建造物等）</p>

②エリアを考慮した都選定歴史的建造物^{※1}の選定

- ・平成28年度、建造物単体では都選定歴史的建造物の選定基準を満たさないが、周辺の街並みとの関係に着目することで景観づくりにおける重要性が明確になるものとして浅草、根津、青梅、上野エリアを対象に、選定候補を追加。
- ・平成29年度、青梅エリアの3件を都選定歴史的建造物に追加

※1 I-1-1「都選定歴史的建造物」参照

<エリアを考慮した都選定歴史的建造物の選定事例>

1-1 都選定歴史的建造物 選定物件			
1) 寿々喜家			
所在地	青梅市本町 153 番地		
竣工年	明治中期	選定番号	103
概要	創業明治34年の老舗飲食店。当時では珍しい木造3階建ての建物		
 <p>外観（平成28年度 第1回 東京都景観審議会歴史景観部会資料より）</p>			
2) 永濱邸			
所在地	青梅市西分町一丁目 110 番地		
竣工年	昭和期	選定番号	104
概要	旧青梅街道沿いに建つ昭和期のモルタル看板建築		
 <p>外観（平成28年度 第1回 東京都景観審議会歴史景観部会資料、東京都HPより）</p>			
3) 昭和レトロ商品博物館			
所在地	青梅市住江町 65 番地		
竣工年	明治～大正期	選定番号	105
概要	「昭和レトロ商品博物館」は旧青梅街道沿いに立地し、青梅駅前を進めている「昭和レトロ」をテーマとしたまちづくりの中心的存在		



外観（平成28年度 第1回 東京都景観審議会歴史景観部会資料より）

1-2 青梅市の青梅駅周辺における取組み

1. エリア一帯での景観誘導（青梅駅周辺景観形成地区・景観形成計画・景観形成基準）

- 経緯**
- ・「青梅市の美しい風景を育む条例」では、「歴史的な街なみと一体に景観の形成を図る必要があると認める区域」を「青梅駅周辺景観形成地区として指定することができる」と規定
 - ・H16～17年 この区域指定に向け、市民参加の場としてまちづくり座談会やシンポジウムが開催
 - ・H17.6 これらの参加者の提案等を受け、「青梅駅周辺地区景観形成基本計画」を決定
 - ・H17.11 当地区内の自治会、商店街関係者、まちづくり座談会の参加者等は「青梅宿の景観を育む会」を設立し、「青梅駅周辺地区景観形成計画のまとめ」を市長に提案
 - ・H19.7 当該提案を受け、青梅市は「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づく「青梅駅周辺景観形成地区・景観形成計画・景観形成基準」を策定

概要 ・青梅宿の街並みを特徴づける歴史的建造物との調和のため、建築物等の形態や意匠の配慮を求めている。

景観形成基準

地区区分	青梅宿地区 西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町の一部	本町周辺地区 住江町、本町、仲町の一部	青梅駅前地区 本町の一部
基準	街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。		
建形態	周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。		
築用途	—	青梅街道に面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力が高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。	駅前通りに面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力が高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。
意匠	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。小面積に用いるアクセント色は、基調色との相性の良い色を、全体の意匠の中でバランスよく用い、風情のある街なみを創出する。	周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。
屋根・軒外壁・建具	各建築物の全体デザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。		各建築物の全体デザインを尊重し、風情のある街なみを創出する。
建築設備等の位置・形態	屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。		
付帯駐車場の位置・形態	青梅街道に面して設ける駐車場や車庫は、歴史的景観に配慮した修景を図る。		—
工作物	周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、周辺に溶け込み目立たない着色等を工夫する。		
広告物	広告物は必要最小限の大きさとし、建物全体のデザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。		
土地の区画形質、土地利用	歴史的景観を損なわないものとする。		
石積み・樹木	歴史的景観を損なわない意匠とする。		
自動販売機	歴史的景観を損なわない意匠とする。		



2. 歴史的建造物の保全・発信の支援

概要 <景観形成重要資源の指定>

- ・「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、多くの人に親しまれ、景観形成に重要な役割を果たしている資源を保全し、将来に伝えていくため、歴史的な建造物や樹木等を「景観形成重要資源」として指定
- ・「景観形成重要資源」に指定された建造物等は、現状変更の届出等により、適切に外観を保全
- ・「景観形成重要資源」の周囲で行われる建築行為等に対し一定の配慮を要請し、良好な景観を形成
 - ・ 周囲からの景観形成重要資源への視認性を高めるために必要な対応を図る。
 - ・ 景観形成重要資源の隣地等で建築行為が行われる場合、素材や色彩等について資源との調和が図られるよう、十分配慮する。
- ・ 青梅駅周辺景観形成地区においては、「寿々喜家」、「大正庵」、「ほていや」、「もりたや」、「榎戸邸」、「山崎邸」及び「高野邸」の7棟が指定



寿々喜家 大正庵 ほていや もりたや 榎戸邸



山崎邸 高野邸

<保全の支援>

- ・ 景観形成重要資源の所有者等は、建造物等の修理や修景を行う場合、その外観についての技術的援助や助成を受けることが可能
- ・ 所有者の意向を踏まえ、市が発行する観光パンフレット等により資源の紹介、PRを実施

参考編

表 都選定歴史的建造物一覧 (H29.5時点)

選定番号	選定年度	建物名	所在地	建設年	設計者
2	H11	近三ビルヂング 旧森五商店東京支店ビル	中央区	1931	村野藤吾
3		聖路加国際病院 (チャペル及び付属する旧病棟)	中央区	1933	レーモンド、バーガミニ、 フォイエルシュタイン
5		早稲田大学 二号館 (旧図書館)	新宿区	1925	今井兼次、桐山均一、 内藤多仲
6		早稲田奉仕園スコットホール	新宿区	1921	ヴォーリズ設計事務所、 内藤多仲、今井兼次
7		静嘉堂文庫	世田谷区	1924	桜井小太郎
8		岩崎家玉川廟	世田谷区	1910	ジョサイア・コンドル
9		立教大学本館 (モリス館)	豊島区	1918	マーフィ&ダナ建築事務所
10		立教大学図書館旧館	豊島区	1918	マーフィ&ダナ建築事務所
11		立教学院諸聖徒礼拝堂	豊島区	1918	マーフィ&ダナ建築事務所
14		自由学園女子部食堂	東久留米市	1934	遠藤 新
15		市政会館・日比谷公会堂	千代田区	1929	佐藤功一
16		ヨネイビルディング	中央区	1930	森山松之助
17		カトリック築地教会聖堂	中央区	1927	石川音次郎、ジロジラス神父
18		日立目白クラブ (本館及び別館)	新宿区	1928	宮内省内匠寮
19		上田邸 (旧忍旅館)	台東区	1929	不詳 (中村)
20		東京都慰霊堂	墨田区	1930	伊東忠太
21		東京都復興記念館	墨田区	1931	伊東忠太、佐野利器
22		駒澤大学耕雲館 (禅文化歴史博物館)	世田谷区	1928	菅原栄蔵

選定 番号	選定年度	建物名	所在地	建設年	設計者
23	H11	中央区立常盤小学校	中央区	1929	東京市 岡田一郎
24		中央区立泰明小学校	中央区	1929	東京市 原田俊之助
25		国立国会図書館 国際子ども図書館	台東区	1906 1929 2002	久留正道、真水英夫 他 安藤忠雄
26		旧岩淵水門	北区	1924	青山 士
30		蔵前橋	台東区	1927	東京市復興局橋梁課 井浦玄三
31		厩橋	台東区	1929	東京市土木局
32		駒形橋	台東区	1927	東京市復興局橋梁課 岩切良助
33		吾妻橋	台東区	1931	東京市土木局
34		白鬚橋	台東区	1931	施工者不詳
35		H12	東京ルーテルセンタービル	千代田区	1937
36	西町インターナショナルスクール (松方ハウス)		港区	1921	W・M・ヴォーリーズ
37	浴風会本館		杉並区	1926	内田祥三、土岐達人
38	津田塾大学本館		小平市	1931	佐藤功一
40	いせ源本館		千代田区	1932	不詳
41	神田まつや		千代田区	1925	不詳
42	ぼたん		千代田区	1929	不詳
43	竹むら		千代田区	1930	不詳
44	H13	虎ノ門 金刀比羅宮	港区	1951	伊東 忠太
45		立教大学 第1食堂	豊島区	1918	マーフィー&ダナ 建築事務所

選定 番号	選定年度	建物名	所在地	建設年	設計者
46	H13	立教大学 2号館	豊島区	1918	マーフィー&ダナ 建築事務所
47		立教大学 3号館	豊島区	1918	マーフィー&ダナ 建築事務所
48	H14	柴又帝釈天題経寺大客殿	葛飾区	1929	大工棟梁 鈴木源治郎
49		高安寺本堂	府中市	1803	不詳
50		高安寺山門	府中市	1872	不詳
51		高安寺鐘楼	府中市	1856	不詳
52		自由学園初等部食堂	東久留米市	1931	遠藤 新
53		自由学園女子部体操館	東久留米市	1934	遠藤 新
54		自由学園女子部講堂	東久留米市	1934	遠藤 新
55		自由学園男子部体育館	東久留米市	1936	遠藤 新
56	H15	聖母病院	新宿区	1931	マックス・ヒンデル
57		新宿区立林芙美子記念館	新宿区	1941	山口文象
60		明治神宮桃林荘	渋谷区	明治初頭	不詳
61		清明亭	世田谷区	1931	大江新太郎
62		葛飾区山本亭	葛飾区	大正末期～ 昭和初期	不詳
63		DNタワー21 (旧第一生命館)	千代田区	1938	渡辺 仁、松本 与作
64		鈴木ビル	中央区	1929	新 定蔵、山中設計事務所
65		日本基督教団安藤記念教会会堂	港区	1917	吉武 長一
66	旧小笠原邸	新宿区	1927	曾禰中條 建設事務所	

選定 番号	選定年度	建物名	所在地	建設年	設計者
67	H15	伊勢丹本店本館	新宿区	1933	清水組
68		新宿御苑旧御涼亭（台湾閣）	新宿区	1927	森山 松之助
69		東京大学広報センター （旧医師会事務局）	文京区	1926	岸田 日出刀
70		東京大学七徳堂	文京区	1938	内田 祥三
71		東京大学農学部三号館	文京区	1941	内田 祥三
72	H16	中央区十思スクエア （旧中央区立十思小学校）	中央区	1928	不詳
73		港区立高輪台小学校	港区高輪	1935	東京市
74		涼亭	江東区	1909	保岡 勝也
76	H18	日本橋ダイヤビルディング （旧三菱倉庫江戸橋倉庫ビル）	中央区	1930	三菱倉庫株式会社
77	H19	両国橋	中央区、 墨田区	1932	東京市
78		言問橋	台東区、 墨田区	1928	復興局
79	H20	村山下貯水池第一取水塔	東大和市	1925	玉置岩男
81	H21	高輪消防署二本榎出張所	港区	1933	越智操 （警視庁総監会計課営繕係）
82		聖心女子学院正門	港区	1909	ヤン・レツル
83		東京藝術大学赤レンガ1号館	台東区	1880	林忠恕
84		東京藝術大学赤レンガ2号館	台東区	1886	小島憲之
85		東京藝術大学陳列館	台東区	1929	岡田信一郎
86		東京藝術大学正木記念館	台東区	1935	金澤庸治
87		東京藝術大学旧東京美術学校 玄関	台東区	1913	文部省建築課（烏海他郎）・大澤三 之助・古宇田實

選定 番号	選定年度	建物名	所在地	建設年	設計者
88	H21	渡邊家（蔵）	日野市	江戸末期～ 明治初期	不詳
89	H22	宮川食鳥鶏卵	中央区	1929	不詳
90		聖将山東郷寺山門	府中市	1940	伊東忠太
91		丹三郎屋敷長屋門	奥多摩町	江戸中期	不詳
92	H28	大倉喜八郎 進一層館 （Forward Hall）	国分寺市	1968	鬼頭梓建築設計事務所
93		武蔵野美術大学 4 号館	小平市	1964	芦原義信建築設計研究所
94		大学セミナーハウス本館	八王子市	1965	吉阪隆正＋U研究室
95		普連土学園中学校舎	港区	1968	大江宏
96		紀伊國屋ビルディング	新宿区	1964	前川國男
97 ～ 100		ルーテル学院大学（旧日本ルー テル神学大学）チャペル、本館、図 書館及び寮棟	三鷹市	1969	村野・森建築事務所
101		カトリック目黒教会 聖アンセルモ聖堂	品川区	1956	アントニン・レーモンド
102		根津二丁目の蔵 （クラシックガーデン文京根津）	文京区	1910	不詳
103	H29	寿々喜家	青梅市	明治中期	不詳
104		永濱邸	青梅市	昭和期	不詳
105		昭和レトロ商品博物館	青梅市	明治～ 大正期	不詳

表 現状変更の届出等 一覧 (H29.5時点)

No	都選定歴史的建造物の名称	届出日	現状変更等の内容	ファンド 助成	審議会 意見聴取
1	日本橋三越本店	平成 23 年 11 月 21 日	・装飾部補修 ・タイル張替え		
2	近三ビルヂング	平成 17 年 2 月 8 日	・上げ裏の仕様変更		
		平成 28 年 7 月 29 日	・新規壁面看板取り付け		
3	聖路加国際病院 (チャペル及び付属する旧病棟)	平成 25 年 6 月 18 日	・スロープに屋根を架ける		
5	早稲田大学 2 号館(旧図書館)	平成 14 年 6 月 13 日	・建具改修 ・設備更新。		
		平成 17 年 5 月 26 日	・外壁補修		
6	早稲田奉仕園スコットホール	平成 22 年 7 月 23 日	・屋根改修	○	
10	立教大学 図書館旧館	平成 18 年 5 月 25 日	・耐震改修 ・屋根瓦の全面改修		
12	渋沢青淵記念財団竜門社 青淵文庫	平成 14 年 3 月	・内装、設備機器の改修		
15	市政会館・日比谷公会堂	平成 16 年 11 月 29 日	・ドライエリア壁面タイル貼り ・床面補修		
		平成 21 年 6 月 15 日	・外壁タイルの補修	○	
		平成 22 年 1 月 22 日	・防護ネット取付		
		平成 22 年 4 月 1 日	・外壁タイルの補修	○	
		平成 22 年 4 月 21 日	・外壁タイルの補修		
		平成 24 年 4 月 11 日	・外壁タイルの補修		
		平成 25 年 10 月 1 日	・外壁タイルの補修		
16	ヨネイビルディング	平成 14 年 11 月 25 日	・建具等撤去		
		平成 26 年 11 月 7 日	・耐震補強 ・外部鉄骨階段の更新、 ・危険物の撤去		

No	都選定歴史的建造物の名称	届出日	現状変更等の内容	ファンド 助成	審議会 意見聴取
		平成 28 年 3 月 9 日	・外壁補修、 ・窓廻り及び頂部の装飾追加		
17	カトリック築地教会 聖堂	平成 19 年 7 月 2 日	・屋根改修		
18	日立目白クラブ	平成 24 年 10 月 12 日	・耐震補強 ・内装仕上げ補修、 ・外装塗装補修	○	
20	東京都慰霊堂	平成 25 年 11 月 20 日	・屋根：銅板葺き替え及び塗装 ・外壁：塗装、耐震壁設置		○※1
23	中央区立常盤小学校	平成 21 年 6 月 23 日	・設備機器の新設、 ・建具改修		
		平成 29 年 1 月 5 日	・窓をアルミ板塞ぎのうえ、 ベントキャップ取付		
24	中央区立泰明小学校	平成 20 年 6 月 5 日	・設備機器の新設		
		平成 26 年 6 月 30 日	・外壁改修 ・防水改修		
25	国立国会図書館 国際子ども図書館	平成 24 年 1 月 23 日	・増築		
		平成 27 年 10 月 30 日	・屋根補修 ・外壁等補修		
26	旧岩淵水門	平成 14 年 6 月 28 日	・一部の撤去 ・塗装色の変更		
35	東京ルーテルセンタービル	平成 27 年 12 月 24 日	・外壁補修 ・屋上防水改修		
37	浴風会本館	平成 26 年 11 月 12 日	・屋上防水 ・開口部の補修、 ・階段鉄部の舗装等	○	
38	津田塾大学本館	平成 16 年 9 月 29 日	・劣化部の補修		
39	藪蕎麦	平成 25 年 3 月 28 日	・火事による滅失		○
40	いせ源本館	平成 22 年 9 月 1 日	・銅板張替等	○	
41	神田まつや	平成 26 年 5 月 9 日	・雨樋の補修	○	
48	柴又帝釈天題経寺大客殿	平成 22 年 9 月 9 日	・劣化部の補修	○	
52	自由学園 初等部食堂	平成 17 年 6 月 21 日	・屋根葺替（日本瓦） ・外壁板張り張替 ・内装改修		

No	都選定歴史的建造物の名称	届出日	現状変更等の内容	ファンド 助成	審議会 意見聴取
		平成 28 年 11 月 16 日	・劣化部の補修	○	
54	自由学園 女子部 講堂	平成 19 年 8 月 31 日	・外壁改修 ・屋根改修		
55	自由学園 男子部 体育館	平成 26 年 3 月 3 日	・既存木部を不燃木に交換 ・普通ガラスを網入りガラスに交換		
56	聖母病院	平成 26 年 11 月 6 日	・外装タイル等の補修	○※2	
60	明治神宮桃林荘	平成 27 年 6 月 3 日	・銅板屋根葺替 ・漆喰塗替等	○※2	
61	清明亭	平成 26 年 12 月 1 日	・劣化部の補修 ・耐震改修		
		平成 27 年 11 月 30 日	・劣化部の補修 ・耐震改修		
62	葛飾区 山本亭	平成 23 年 5 月 13 日	・漆喰壁の修繕		
		平成 27 年 3 月 27 日	・劣化部の補修		
64	鈴木ビル	平成 17 年 9 月 16 日	・外壁補修 ・屋根及び出窓屋根の補修等		
67	新宿伊勢丹本店本館	平成 19 年 5 月 21 日	・玄関庇撤去 ・扉形状変更		
		平成 24 年 10 月 19 日	・外壁形状変更 ・玄関扉形状変更		
72	中央区十思スクエア (旧中央区立十思小学校)	平成 20 年 8 月 13 日	・建具仕様変更		○
		平成 23 年 4 月 21 日	・小規模特養老人ホーム、入浴施設等 を同敷地内に新設		○※1
75	高島屋東京店	平成 19 年 8 月 30 日	・建物外壁 ・高欄金物、グリル補修 ・庇漏水補修工事		
		平成 20 年 12 月 1 日	・建物外周部天幕補修		
76	三菱倉庫江戸橋倉庫ビル	平成 20 年 9 月 30 日	・既存外壁を保存しつつ建替え		○※1
		平成 25 年 6 月 18 日	・笠木の補修		○
77	両国橋	平成 20 年 9 月 1 日	・橋脚補強		

No	都選定歴史的建造物の名称	届出日	現状変更等の内容	ファンド助成	審議会意見聴取
		平成 22 年 9 月 10 日	・橋梁補修		○
78	言問橋	平成 20 年 9 月 1 日	・橋脚補強		
		平成 24 年 2 月 16 日	・歩道舗装の改修 ・照明灯具の更新		
81	高輪消防署二本榎出張所	平成 24 年 6 月 1 日	・開口部新設		
91	丹三郎屋敷長屋門	平成 24 年 8 月 30 日	・麦藁屋根部分の改修	○	

※1 詳細は、現状変更届事例を参照

※2 詳細は、ファンド助成事例を参照

表 特に景観上重要な歴史的建造物一覧 (H29.5時点)

No	名称	所在地	構造	分類
1	ニコライ堂 (日本ハリストス正教会教団復活大聖堂)	千代田区	れんが造・石造	国指定 重要文化財
2	日本銀行本店本館	中央区	れんが造・石造	国指定 重要文化財
3	三井本館	中央区	SRC造	国指定 重要文化財
4	日本橋	中央区	石造	国指定 重要文化財
5	六義園	文京区	-	国指定 特別名勝
6	旧前田侯爵邸洋館 (旧東京都近代文学博物館)	目黒区	RC造	国指定 重要文化財
7	法明寺鬼子母神堂	豊島区	木造	都指定 有形文化財 (建造物)
8	広園寺(総門・山門・仏殿・鐘楼・境域)	八王子市	木造	都指定 有形文化財 (建造物)・史跡
9	井の頭恩賜公園	武蔵野市 三鷹市	-	都指定 旧跡・都指定 史跡
10	大國魂神社本殿 及び馬場大門のケヤキ並木	府中市	木造	都指定 有形文化財 (建造物)・国指定天然記念物
11	高幡不動(金剛寺不動堂・仁王門)	日野市	木造	国指定 重要文化財
12	明治学院(インブリー館・記念館・礼拝堂)	港区	木造/れんが造 ・木造	国指定 重要文化財・区指定有形 文化財(建造物)・同左
13	向島百花園	墨田区	-	名勝・史跡
14	旧安田庭園	墨田区	-	都指定 名勝
15	旧弾正橋(八幡橋)	江東区	鉄製、 単径間アーチ橋	国指定 重要文化財
16	池上本門寺五重塔	大田区	木造	国指定 重要文化財
17	浄真寺(仁王門・三仏堂・奥沢城跡)	世田谷区	木造	区指定 有形文化財 (建造物)・区指定史跡
18	徳富蘆花旧宅	世田谷区	木造	都指定 史跡
19	高安寺観音堂	府中市	木造	市指定 市重宝(建造物)
20	旧多摩聖蹟記念館	多摩市	RC造	市指定 有形文化財(建造物)
21	東京農工大学農学部本館	府中市	SRC造	国登録 有形文化財
22	旧浜離宮庭園	中央区	-	国指定 特別名勝 特別史跡
23	旧芝離宮庭園	港区	-	国指定 名勝
24	台場公園	港区	-	国指定 史跡
25	小石川後樂園	文京区	-	国指定 特別史跡 特別名勝
26	旧岩崎邸庭園	台東区	-	国指定 重要文化財
27	清澄庭園	江東区	-	都指定 名勝
28	旧古河庭園	北区	-	国指定 名勝

No	名称	所在地	構造	分類
29	殿ヶ谷戸庭園	国分寺市	-	都指定 名勝
30	旧渋沢家飛鳥山邸 青淵文庫	北区	RC造・れんが造	国指定 重要文化財
31	旧渋沢家飛鳥山邸 晩香廬	北区	木造	国指定 重要文化財
32	勝鬨橋	中央区	双葉跳開橋 ・鋼アーチ橋	国指定 重要文化財
33	永代橋	中央区 江東区	鋼アーチ橋	国指定 重要文化財
34	清洲橋	中央区 江東区	鋼吊橋	国指定 重要文化財
35	早稲田大学大隈記念講堂	新宿区	RC造(一部S造)	国指定 重要文化財
36	聖徳記念絵画館	新宿区	RC造	国指定 重要文化財
37	明治神宮宝物殿	渋谷区	SRC造	国指定 重要文化財
38	築地本願寺本堂	中央区	SRC造	国指定 重要文化財
39	三越日本橋本店	中央区	SRC造	国指定 重要文化財